

共同事業の実施項目の確認について

個人情報保護法では、「他の事業者と共同で事業を行う場合は、共同事業として実施する事業を明確にし、その内容をあらかじめ本人に通知するか、または、他の取り得るべき広報手段も用いて継続的に公表しなければならない。」と定められています。

当健康保険組合が実施している共同事業は以下の通りです。

1. 健康診断事業

項 目	内 容
1. 共同事業の相手先	母体企業およびその委託機関
2. 個人データを利用する趣旨	被保険者の健康の保持・増進のための健診、 保健指導および健康相談
3. 利用する個人データの項目	被保険者の記号・番号・氏名・所属・性別・生年月日および 健診結果のデータ等
4. 個人データを取り扱う人の範囲	（共同事業の相手）母体企業の健診担当責任者・ 健診担当者および委託機関の医師・看護師・健診担当者等 （当組合）常務理事・産業医・保健師・健診担当者
5. 取り扱う人の利用目的	健診の事務処理、保健指導および健康相談ならびに 健診結果の分析
6. データ管理責任者の氏名または名称	（共同事業の相手）母体企業の健診担当責任者および 委託機関の健診責任者 （当組合）常務理事

2. 被扶養者の訪問健康相談事業

項 目	内 容
1. 共同事業の相手先	健康保険組合連合会福岡連合会およびその委託機関
2. 個人データを利用する趣旨	被扶養者の健康の保持・増進のための訪問健康相談
3. 利用する個人データの項目	被保険者の記号・番号・氏名・住所・電話番号、被扶養者の氏名、 性別、生年月日、住所、電話番号等
4. 個人データを取り扱う人の範囲	（共同事業の相手）委託先の看護師・保健師・事務担当者等 （当組合）常務理事、訪問健康相談事業担当者
5. 取り扱う人の利用目的	訪問健康相談事業の事務処理および訪問健康相談事業
6. データ管理責任者の氏名 または名称	（共同事業の相手）委託機関の訪問健康相談事業責任者 （当組合）常務理事

3. 高額療養給付に関する交付金交付事業

項 目	内 容
1. 共同事業の相手先	健康保険組合連合会（以下「健保連」という。）とその委託機関
2. 個人データを利用する趣旨	健康保険法附則第2条に基づく事業で、当組合にとって高額な医療費が発生した場合に、その費用の一部が健保連から交付されるものである。その事業の申請のために、診療報酬明細書（調剤報酬明細書を含む。以下「レセプト」という。）のコピーと当該レセプト患者氏名・性別・本人家族別・入院外来別・診療年月・レセプト請求金額などの記載した書類（交付金交付申請総括明細書）を健保連・組合財政支援グループに提出する。
3. 利用する個人データの項目	前項総括明細書の記載事項のほか、レセプト記載データの1枚目（請求金額が1千万円以上のレセプトについてはレセプトデータの全て）の部分の項目
4. 個人データを取り扱う人の範囲	（共同事業の相手）健保連の組合財政支援グループ担当者、健保連の業務処理委託業者（公益財団法人 日本生産性本部・情報システム事業部） （当組合）常務理事、高額交付事業担当者
5. 取り扱う人の利用目的	当組合は 2. の事業申請を行うことにより、交付を受けるために利用する。健保連・組合財政支援グループは、当該組合からの申請が間違いないかをチェックし、適正な交付を行うために利用する。なお、健保連では、申請の時効等の関係上、レセプトコピーについては、1年間保存し、イメージデータにしたものを4年程度保存している。
6. データ管理責任者の氏名または名称	（共同事業の相手）健保連・組合財政支援グループ （データ管理責任者）組合財政支援グループマネージャー （当組合）常務理事